ロ　(3)に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

ハ　(3)による報告をせず、又は虚偽の報告等をしたとき。

ニ　(3)による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は(3)による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(二)　指定公金事務取扱者に対する公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託

(1)　普通地方公共団体の長が(一)の(1)によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入及びその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとした。（第二四三条の二の四及び第二四三条の二の六関係）

(2)　普通地方公共団体の長が(一)の(1)によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるもののいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとした。（第二四三条の二の五関係）

イ　指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

ロ　その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

4　この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第二〇号）（内閣府本府）

一　国家戦略特別区域法の一部改正関係

1　補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例の追加等

国家戦略特別区域会議が作成する区域計画の記載事項として、国家戦略特別区域法（平成二五年法律第一〇七号）第二条第二項第一号又は第二号に規定する特定事業の実施に当たっての補助金等交付財産の活用（補助金等交付財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）に関する事項を定めることができることとし、国家戦略特別区域会議が、当該事項を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該補助金等交付財産の活用をする者に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号）第二二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなすこととした。（第八条第六項及び第二七条の六関係）

2　法人農地取得事業及び国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る関係法律の特例の削除

(一)　法人農地取得事業に係る農地法（昭和二七年法律第二二九号）の特例措置を削除することとした。（第一八条関係）

(二)　国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三五年法律第一四五号）の特例措置を削除することとした。（第二〇条の五関係）

3　情報システム相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備等に関する援助の拡充

情報システム相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供等を追加するとともに、国家戦略特別区域会議は、当該援助の実施に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができることとした。（第三七条の八関係）

二　構造改革特別区域法の一部改正関係

1　特定法人による農地取得事業に係る農地法の特例措置の追加

地方公共団体が、その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、農地等を適正に利用していないと地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の契約を当該地方公共団体と締結していること等の要件を満たす法人が、当該地方公共団体から農地等の所有権を取得できることとした。（第二四条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この法律は、令和五年九月一日から施行することとした。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行することとした。

◇私立学校法の一部を改正する法律（法律第二一号）（文部科学省）

1　機関の設置

(一)　学校法人には、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならないこととした。（第一八条第一項関係）

(二)　学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、会計監査人を置くことができることとした。（第一八条第二項関係）

(三)　評議員の定数は六人以上とし、寄附行為をもって定めることとした。この場合において、寄附行為をもって定める評議員の定数は、寄附行為をもって定める理事の定数を超える数でなければならないこととした。（第一八条第三項関係）

(四)　会計監査人を置く場合にあっては、その定数は、寄附行為をもって定めることとした。（第一八条第四項関係）

2　設立

(一)　学校法人を設立しようとする者が定める寄附行為について、次に掲げる事項を定めなければならないこととした。（第二三条第一項関係）

(1)　理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項

(2)　理事会の招集その他理事会に関する事項

(3)　監事の定数、任期、選任及び解任の方法

(4)　評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項

(5)　評議員会の招集その他評議員会に関する事項

(6)　理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項

(7)　会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項

(二)　学校法人の設立当初の評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）は、寄附行為をもって定めなければならないこととした。（第二三条第二項関係）

(三)　寄附行為は、電磁的記録をもって作成することができることとした。（第二三条第四項関係）

(四)　寄附行為の備置き及び閲覧等についての手続を整備することとした。（第二七条関係）

3　理事会及び理事

(一)　理事の選任及び解任等に関する規定の整備

(1)　理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもって定めることとした。（第二九条関係）

(2)　理事は、理事選任機関が選任する等の理事の選任に関する手続を整備することとした。（第三〇条関係）

(3)　理事の資格及び構成に関する規定を整備することとした。（第三一条関係）

(4)　理事の任期に関する規定を整備することとした。（第三二条関係）

(5)　理事選任機関が理事を解任することができることとする等の理事の解任に関する手続を整備することとした。（第三三条関係）

(6)　理事に欠員を生じた場合の措置に関する規定を整備することとした。（第三四条関係）

(二)　理事会及び理事の職務等に関する規定の整備

(1)　理事会の職務に関する規定を整備し、理事に委任できない事項を定めることとした。（第三六条関係）